

変形労働制とは

いろいろ決まりがあるみたいだけど、いまいち分からない事だらけ…



定期的に学習会があれば参加するんだけど！

国労は、変形労働制の場合、1ヶ月の勤務を指定した後、変更期間に入った場合には勤務変更が出来ないのが労働基準法の趣旨であり、勤務変更する場合には措置が必要である・・・というのが考え方です。

会社は、就業規則の中で、変更理由をあらかじめ詳しく書いてあれば出来るとしています。

国労の考え方

(例) 9月分の勤務指定

8月25日 9月分勤務公表

8月25日～31日

9月分勤務指定の変更が可能

9月1日～

変更期間に入るため勤務変更は認められない。**変更する場合超勤発生！**
これが国労の考え方です！！

勤務変更について

JR九州の職場では24時間、年中無休で労働者が安全運行の為に仕事をしています。一日の労働時間は、日勤・7時間30分、乗務員7時間10分等となっていますが、一日の労働時間が10時間ある勤務の場合でも超勤手当の支給はありません。何故なのでしょう？労働時間を超えたものは超勤手当が支払われるのではないのでしょうか？何か決まりがあるのでしょうか？ **理由は**

労働基準法の32条2項・1ヶ月単位の変形労働制 JRでは、それを元にして「就業規則の59条の2・変形労働制」をさだめています。1ヶ月単位で総労働時間を決め、その労働時間を超えない範囲内で1日の勤務が指定されています。**変形労働制とは**業務に繁忙・閑散がある場合に1日の労働時間が所定労働時間（7時間10分乗務員）を超えた場合でも1ヶ月の総労働時間を労働日数で平均して超過しなければ超勤手当の対象とはなりません。

これでは、**会社の都合のいいように働かせられるのでは・・・**

なんで超勤手当がつかないの？



若い力

第 9 号

2014年 8月15日

発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号

ニッコーハイツ1003号

JR 092-2075

NTT092-483-1515